

AED 一体型広告掲出事業 質問事項及び回答

No.	質問事項	回答
1	各施設の広告用媒体について、AED 一体型広告となっていますが、AED と広告用媒体を分離させて設置することは可能でしょうか。 例) AED は専用 BOX にて設置。別の場所主に天吊りによる広告用モニターの設置。 (モニターの天吊り箇所につきましては各施設様と協議の上選定する)	施設別特記仕様書において指定した設置可能範囲内に、AED 収納部分と広告掲出部分が一体のものを設置していただきます。 ただし、施設別特記仕様書に広告掲出場所の協議の記載がある施設については、契約候補者は施設所管課と広告掲出場所について協議をすることが可能です。この場合、AED は施設別特記仕様書であらかじめ指定された範囲内に設置していただきますが、広告物は独立した形で設置していただくことが可能です。詳しくは、案内書 P14「第 11 広告掲出場所の協議」及び共通仕様書「1 設置可能範囲」、「4 設置機器仕様」をご確認ください。
2	AED について、広告媒体と対でなければならないのでしょうか。 例) A の施設での AED 広告事業において、別の施設 B への AED のみの提供。	AED 1 台に対し、広告の掲出面は 1 面とし、同一の施設に設置していただきます。